



Title	女性首長と軍事権
Author(s)	清家, 章
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1998, 32, p. 25-47
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48104
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

女性首長と軍事権

清 家 章

1. 研究史と本稿の目的

古墳時代における女性と軍事の関係は、これまで議論が活発でなかった。とくに考古学では、資料的な制約から性別を意識した軍事の研究は少なく、どちらかといえば文献史の研究が主軸であったといつてよい。古墳被葬者の性別を考察する作業は不十分ながらも繰り返行われたが、個別事例の検討に止まることが多く、首長権における性的役割分担など女性史の歴史的課題にまで研究が発展することは少なかった。

都出比呂志はマードックの民族誌の研究を整理する中で、一般的に戦争は男性優位な労働であることを明らかにした（都出1982, pp.12～13・1989(a), pp.268～274）。今井堯は女性人骨を出土した古墳を検討し、古墳時代における女性首長の性格を考察した（今井1982）。都出・今井両氏の論考は、考古学の側から性的役割分担に本格的に言及したものとして積極的に評価ができる。今井は、女性の首長墓には男性被葬者と同様に武器・祭器・農工具が副葬されているという事実から、祭祀だけではなく軍事・生産にも女性関わっていたと主張する。それまで、「ヒメ・ヒコ制」の議論に代表されるように軍事はもっぱら男性首長が担当し、女性首長は主として祭祀に携わっていたと考えられていた。今井が提出した女性首長像はこうした「常識的」なイメージを大きく変えるものであったにもかかわらず、この女性首長像は広く受け入れられた。とくに関口裕子は、今井の説に依拠しつつ、文献史料の検討からも男女の役割分担は「流動的・相

互移動的」であるとの見解を示した（関口1987, p.18）。さらに、男女が軍事指揮権に対等に関わった時期がかつて存在し、5～6世紀にヒメ・ヒコ制が男性優位なものに変化する下で、軍事指揮権も男女対等が失われ、女性による軍事への関与の仕方が変化すると考えを示している（関口1997）。

女性首長に対する武器・武具副葬に関するこれまでの研究は、武器・武具の種類にこだわることなく、女性首長にどのような種類の武器・武具がどのように副葬されているのかが、ほとんど問題にされていなかった。しかし、川西宏幸・辻村純代や筆者などの作業により、特定の種類の武器・武具は女性被葬者には副葬されないという事実が明らかになってきた（川西・辻村1991、清家1996）。武器・武具に関する筆者の作業を再び提示すると、図1のとおりである。これを見れば、ごく一部の例外をのぞいて女性被葬者には甲冑と鏃は伴わず、女性被葬者に伴う武器は刀・剣・槍などの刺突武器だけであることがわかる。武具の中心的存在であり威信財の一つと考えられる甲冑と、武器の主力の一つである鏃、すなわち弓矢が副葬されないことは、男性首長と比較して決定的といってもよい大きな差であると考えられる。鈴木一有もこうした状況から、女性が男性と対等に軍事

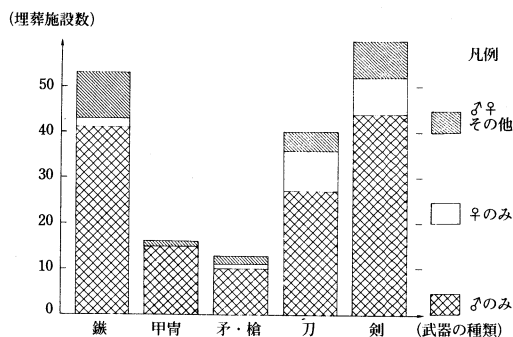


図1 武器の種類と性別

事権に関与していたとする見解に疑義を表わしている。（鈴木1996, p.148）。

つまり、軍事に対する女性の関与を副葬品から認めうとするならば、それは刺突武器の存在だけ

なのである。しかしながら、刺突武器は、男女にまったく同じように副葬されているのであろうか。これまでは刺突武器の有無だけが問題とされ、埋葬施設における副葬の位置や量はあまり意識されて検討されてこなかった。そこで、本稿では刺突武器の中核である刀剣を中心にその長短や副葬配置を検討し、刺突武器の副葬においても、性別によって差異が存在することを明らかにする。また、刀剣副葬に時期差が存在し、女性と軍事の関係が時間的に変遷する事実を指摘し、その変化の意味を考える。

なお、本稿での古墳・墳丘墓の定義は都出比呂志の分類（都出1986）にしたがい、時期区分は和田晴吾による編年（和田1987）を基準とした。「首長」あるいは「首長墓」の内容は幅広い階層を含むことが一般的であるが、本稿では以下のように定義したい。小規模な村落を取りまとめる首長を「小首長」と呼ぶ。直径（一辺）25m以下の円墳や方墳の被葬者がおおむねこれに相当しよう。こうした複数の村落を配下に置き、律令制における郡の1/3から半分程度の領域を治める首長を「地域首長」とする。さらに、複数の地域首長をとりまとめ、郡レベルのエリアを代表する首長を「盟主的首長」とし、その墳墓を「盟主的首長墓」と呼ぶ¹⁾。

首長墓にある埋葬施設のうち、最も中心的な位置にある埋葬施設を主要埋葬施設とよび、主要埋葬施設の近隣に併葬されるものや前方後円墳の前方部や造り出し部の埋葬を副次的埋葬施設、墳丘斜面や周溝内外にある埋葬施設を周辺埋葬施設と呼ぶことにする。

2. 前期古墳における女性被葬者と刀剣の副葬

性別を意識した副葬品の研究があまり活発でなかった背景には、性別を判定することのできる出土人骨が資料的に限定されていたという事情がある。とくに、副葬品を多く持つ首長墓から発見される女性人骨が少なく、今井が女性首長の性格を考察した時とくらべても資料数に変化はほとんど

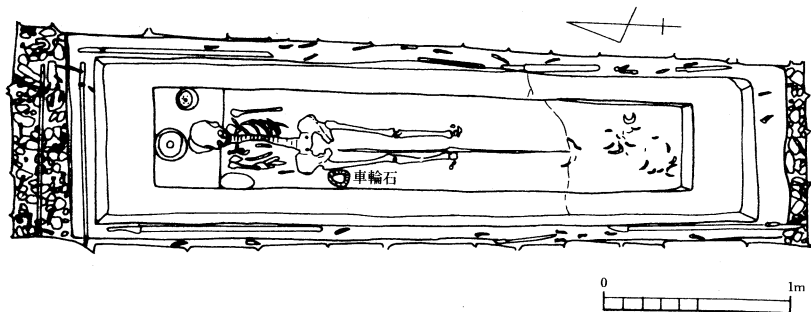


図2 向野田古墳の埋葬施設

どない。しかしながら、前稿における筆者の作業によって、新たに11の埋葬施設の被葬者が女性であることが確実視されるようになった（清家1996²⁾）。具体的には、熊本県向野田古墳例（図2）のように石釧あるいは車輪石を被葬者の腕部に置く腕部配置型式の埋葬施設の被葬者は女性であることを明らかにしたのである。この11の埋葬施設と女性人骨が出土した埋葬施設をあわせて、刀剣の副葬状況を検討してみよう。

刀剣の副葬配置と量 刀剣の副葬配置については、鈴木一有と宇垣匡雅の研究がある（鈴木1996、宇垣1997）。両者とも刀剣が副葬される位置が棺の内か外かで分類を行って成果をあげている。とくに鈴木は、刀剣の副葬配置を棺外型・棺内型・棺内外型の3つに分類し³⁾、地域差と階層差、軍事的性格の差異を導き出すことに成功した。前期古墳におけるさまざまな副葬品の配置を検討した用田政晴は、下賜品や被葬者の使用品・佩用品は棺内の被葬者周辺に配置され、いっぽう棺外に置かれた刀剣類や農工具は奉獻品であると考えており、同じ種類の副葬品でも棺の内と外では副葬品の性格が異なることを示唆している（用田1980）。用田の指摘がすべて正しいかどうかはさらなる検討が必要であるが、被葬者の遺体に近接する棺内の副葬品と棺を隔てて存在する棺外の副葬品の性格が異なることは十分に予想される。そこで、本論でも鈴木分類を利用して、女性首長の性格を

表1 女性埋葬施設における刀剣配置（前期）

（主要埋葬施設）

埋葬施設名	墳丘規模 (m)	墳形	配置	本数	棺内出土刀剣の長さ (cm)
(岡山県新庄天神山古墳)	107	方円	外	10	
(群馬県元島名將軍塚古墳)	91	方方	?	?	
熊本県向野田古墳	89	方円	外	7	
(大阪府黄金塚古墳中央棟)	85	方円	外	20	
(千葉県親皇塚古墳北棟)	60	方円	外	1	
(大分県免ヶ平古墳第1主体)	57	方円	外	9	
(茨城県桜塚古墳)	30	方円	内	1	10.3
(広島県中小田古墳)	30	方円?	無	0	
(奈良県谷畑古墳)	27	円	外	4	
(大阪府堺三堂古墳)	27	円	?	?	
岡山県竹田5号墳中央北棺	17	方	内	1	13
(奈良県池ノ内1号墳東棺)	13	円	無	0	
福岡県唐人塚遺跡2-1号			無	0	
兵庫県竜王山第2号墳			無	0	
岡山県上の山6号墳	?	?	無	0	
山口県勝井遺跡Ⅰ区10号棺			無	0	
福岡県阿志岐古墳群1号棺			無	0	
福岡県反崎石棺			無	0	

（副次的／周辺埋葬施設）

埋葬施設名	墳丘規模 (m)	墳形	配置	本数	棺内出土刀剣の長さ (cm)
(滋賀県瓢箪山古墳前方部1号棺)	140	方円	無	0	
香川県快天山古墳第2号棺	100	方円	外	1	
鳥取県馬の山4号墳主体2号	80	方円	外	1	
大分県免ヶ平古墳第2主体	57	方円	無	0	
奈良県マエ塚古墳外堤2号棺	47	円	無	0	
香川県奥3号墳第2主体	37	方円	無	0	
兵庫県秋葉山2号墳2主体	37	方	内	1	18
香川県鹿隈かす塚第2主体	28	円	無	0	
(奈良県池ノ内1号墳西棺)	13	円	無	0	

凡例 方円・・・前方後円墳 方方・・・前方後方墳 方・・・方墳 円・・・円墳 帆立・・・帆立貝式

「配置」は刀剣の配置型式を示す。

外・・・棺外型 内・・・棺内型 内外・・・棺内外型 無・・・刀剣の副葬が無い

「本数」は、棺の内外を問わず、埋葬施設に副葬された刀剣の総数を示す

埋葬施設名に（ ）が付くものは、人骨が遺存していなかったが、腕輪形石製品の配置により女性であると考えられる埋葬施設である。

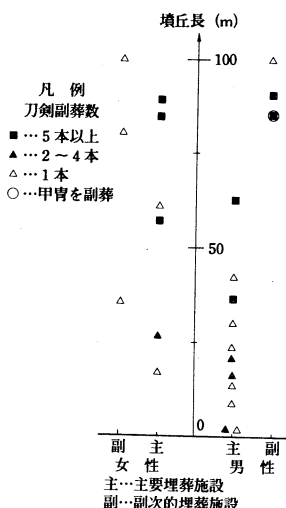


図3 刀剣の埋葬量と階層差
(前期)

検討することにしよう。

表1は鈴木分類にしたがって女性埋葬施設における刀剣の配置を分類し、さらに副葬される刀剣の本数を示したものである。確かにこれまで指摘されているように、女性被葬者にも刀・剣が副葬されている。図3は、性別が判明した埋葬施設における刀剣の副葬量を、古墳の墳丘長を縦軸にして配列したものである。これをみれば、女性に副葬される刀剣の数は男性首長と遜色ない。しかし、副葬配置と刀剣の長さに関つ

刀剣を大量に有するものは、向野田古墳・大分県免ヶ平古墳第1主体・大阪府黄金塚古墳中央櫛など基本的に前方後円墳の主要埋葬施設に限られる。また、盟主的首長墓や地域首長墓の副次的埋葬施設や直径(一辺)25m未満の円・方墳や無墳丘墓には刀剣はほとんど副葬されない。刀剣の副葬量は階層差に基づくものであろう(図3)。

次に埋葬施設における刀剣の配置を見てみることにしよう(表1)。地域首長クラス以上の前方後円墳の埋葬施設はすべて棺外型である。棺内型は、地域首長の中でも下位に位置する墳墓あるいは小首長墓の埋葬施設にわずかに3例が認められるにすぎない。さらに重要なことは棺内外型が存在しないことである。棺内外型は棺外型の変形であり、きわめて「軍事指導者」的性格が強いという(鈴木1996)。つまり、刀剣配置を見る限りにおいては、女性首長に「軍事指導者」的性格を強く持つものがないということになる。

棺内副葬の刀剣 次に、女性被葬者の棺内に納められた、すなわち棺内型

埋葬施設の刀剣を見てみることにしよう。3例の埋葬施設とも棺内に納められた本数は1本であり、かつ全長20cm未満のきわめて短い刀であることがわかる(図4・表1)。古墳時代前期は50cmを超える刀剣は確かに多くないが、稀という訳ではない。実際に向野田古墳・黄金塚古墳中央槨・免ヶ平古墳第1主体部には長さ約1m内外の刀剣が棺外に副葬されているのである。こうした長大な刀剣が棺内に副葬されないことに注意したい。

図4に人骨と共に出土した棺内出土刀剣の一部を示したが、これを見れば男女差は歴然である。また、図5には鈴木が棺内外型・棺内型としてリストに掲載したものうち(鈴木1996)、鍔を伴う埋葬施設の棺内出土刀剣の長さをグラフ化したものである。先述のとおり、鍔は男性にのみ伴う遺物であるので、これらの埋葬施設には男性が葬られていた可能性が高い。これをみれば、棺内には25~50cmの短刀・短剣が副葬される例が多

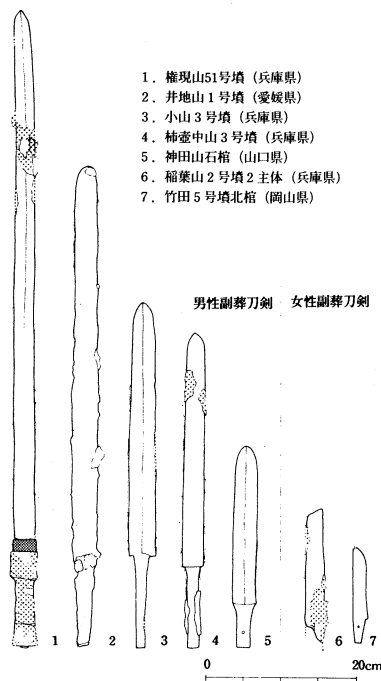


図4 棺内出土刀剣の諸例

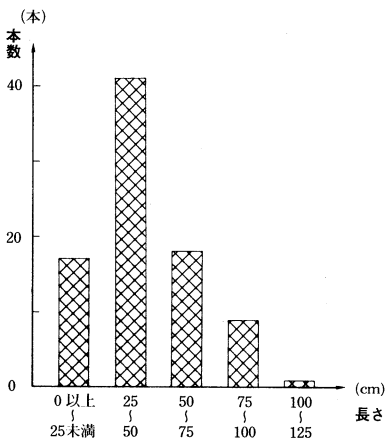


図5 男性埋葬施設棺内出土刀剣長

いが、長大な刀剣も副葬されている事実が認められる。

すなわち、男性被葬者には、短刀・短剣を中心に棺内にあらゆるタイプの長さの刀剣が副葬されうるのだが、女性の場合、棺内に副葬されるのは刀で20cm以下という最も短いタイプに限られているのである。しかも、このような小形の刃物は、武器から分離され工具である「刀子」として一般に分類される。もし、これらが工具とすることができるならば、前期における女性の埋葬施設には、刀剣だけではなく武器はいっさい棺内に配置されていないことになる。小形の刃物でも護身用の「懐剣」などの武器として使用あるいは認識されていた可能性も否定できないので、このようなことは断言はできない。しかし、少なくとも男女の間には、棺内における刀剣の副葬ということに対して差異が存在することは認められよう。

松尾昌彦は、前期古墳を銅鍔出土墳と腕輪形石製品出土墳に分類し、前者は棺内に武器を副葬することが多く、後者は棺外に武器を配置する例が多いと説く（松尾1992）。腕輪形石製品は、鍔形石をのぞいて男女いずれにも副葬される遺物である（清家1996）。そのため、後者は必ずしも女性が葬られているとは限らないので、氏の指摘はややシャープさを欠く。とはいえ、鍔を出土する埋葬施設を除いた腕輪形石製品出土埋葬施設には女性が葬られている割合は高いと思われ、松尾の指摘した現象は筆者の見解を基本的に支持するものといえる。また、銅鍔出土埋葬施設には男性被葬者が埋葬されていると考えられるので、人骨出土墳以外の男性首長墓においても、武器の棺内副葬が認められることを示している。

1 墳丘多葬・同棺複数埋葬の検討 先述した傾向は1墳丘多葬例、あるいは同棺複数埋葬例で男女が埋葬されている事例を検討するとより明確になる。前者の好例は、黄金塚古墳例である。この古墳は、後円部に3基の木棺粘土槨を有する地域首長墓で、主要埋葬施設である中央槨は車輪石を腕部に配する腕部配置型式であり、被葬者は女性と推定される。また東槨に

は男性人骨が遺存し、西槨からは鏃と甲冑が出土していることから、この被葬者も男性と考えられる。これら3つの埋葬施設における刀剣の配置を比較すると、女性が葬られた中央槨は棺外型であるが、東槨は棺内型、西槨は棺内外型である。東槨の棺内には、剣が4本と刀が2本、西槨の棺内には刀・剣がそれぞれ3本納められていた。しかし、女性が埋葬された中央槨には、棺外に20本にも及ぶ刀剣が副葬されているにもかかわらず、棺内に刀剣は一切納められない。このように、同一古墳の埋葬施設においても性別によって刀剣の位置をはっきりと区別されているのである。

香川県快天山古墳においても同様な傾向を指摘できる。快天山の後円部墳頂には3基の舟形石棺が配置されていた。2号棺には女性人骨、3号棺には男性人骨が遺存していた。1号棺の人骨は知られていないが、鉄鏃の副葬から被葬者は男性と考えられる。1号棺は乱掘により棺内の副葬品目と配置は明らかでない。5本の剣が棺外におかれていたようであるが、攪乱土中から刀の破片が出土しており、棺内に刀が納められていた可能性も存在する。2号棺は棺外型、3号棺は棺内型である。すなわち、ここでも性別によって刀剣の副葬位置が異なり、女性の棺内には刀剣は納められないという現象が認められる。

同棺複数埋葬の例としては福井県龍ヶ岡古墳例があげられよう。この古墳は直径30mの円墳と考えられ、墳頂部に舟形石棺が納められている。前期末から中期初頭に属する。この石棺には熟年女性が頭位を北にしてまず葬られ、その後、青年期の男性が南頭位で葬られている。すなわち2名の男女が対置の形で葬られているのである。棺内には剣が3本副葬されていた。同棺複数埋葬では副葬品がどの被葬者に伴うものか判定に苦しむことが多いが、この古墳の場合、剣はすべて切先を北側に向けていた。一般に刀剣は切先を被葬者の足元に向けることが多く、龍ヶ岡古墳の場合、すべての剣の切先は男性被葬者の足元を向いていたので、刀剣は男性被葬者に

伴う副葬品であったという理解ができる。

棺内に刀剣を配置しない埋葬施設に男性が葬られる例は数多く存在する。したがって、女性被葬者の棺内に刀剣を配置しない、あるいはきわめて短い刀しか配置しないという現象は、偶然である可能性も捨て切れない。しかし、上記のように同じ墳墓中の埋葬施設において、性別によって刀剣の配置あるいは有無の差が存在するという事実は、こうした偶然性を否定するものである。

女性首長の非軍事性 以上の検討から、前期においては女性被葬者に対して武器副葬に一定の制限が存在したと考えられるのである。武器副葬は基本的に棺内には行われず、最も短い刀がせいぜい1本副葬されるにすぎないのである。葬送儀礼の中の一つである副葬行為が、生前の被葬者の性格をどこまで反映しているかは明確ではない。ただ、少なくとも女性被葬者に対する葬送儀礼は男性に対するそれよりも軍事色は強くなかったということはできよう。このように武器副葬に一定の制限を持つ女性が、軍事権において男性と対等であったとは考えることは難しい。

棺外に副葬される刀剣の目的は辟邪であるとの見解が繰り返し唱えられているが（末永1954、泉森1985、菱田1993、宇垣1997）、この見解を認めるとすると、棺内に刀剣を持たない女性は、軍事を反映する副葬品を全く持たないことになる。女性首長には鏃や甲冑も副葬されないので、棺内には鏡・腕輪形石製品などの装身具を中心とした威信財が必然的に目立つこととなる。これらの威信財は呪具的要素が強く、「女性＝祭祀的」という通俗的イメージに合致する。ただし、その数も配置も男性と変わるところがないことに注意したい。

古墳時代前期でも、鏃などの武器形威信財を首長どうしが保有しあうことによって、互いの地位を承認するという軍事的紐帯が存在していた（松木1992・1996）。しかしながら、前期の女性首長にはそうした武器形威信

財が副葬品として選択されていない。この事実から、3つの解釈が可能である。1つは、女性首長がこうした軍事的紐帯に関わっておらず、武器形威信財をもともと所持していなかったという解釈である。2つ目は軍事的紐帯に関与していたが、武器形威信財が配布されなかったという解釈。もう一つは軍事的紐帯に関与し武器形威信財も所有していたが、「女性に武器・武具を副葬しない」という葬送儀礼のルールが優先し、副葬されなかったという解釈である。前稿で示したように1あるいは2番目の解釈の可能性が高いと考えているが（清家1996）、決定的ではない。今後の課題としたい。しかし、首長権継承儀礼が行われたと考えられる葬送儀礼において、武器形威信財の副葬を欠くことは、少なくとも、女性首長が軍事的紐帯に積極的に関与していなかったことを示すのではなかろうか。

黄金塚古墳の場合、副次的埋葬施設である東槨と西槨に軍事色の強い男性が葬られているので、女性首長の代わりにこの男性が軍事権を管轄し、軍事的紐帯に関与していたことが推測される。しかし、向野田古墳や免ヶ平古墳のように、男性が同一墳丘上に埋葬されない女性首長墳も多い。このような場合、女性首長が首長権をすべて管轄していた可能性がある⁴⁾。この場合、首長間の軍事的紐帯に積極的でなく、軍事色が薄い人物でも、自らが所属する地域あるいは集団の首長権を行使し、その責を果たし得たことを示すものである。前期社会においては、首長間のつながりの中に軍事的紐帯が存在しながらも主流ではなく、「呪具的威信財の配布・共有を表徴とする祭祀色の強い首長間の政治的結合」が主軸であった（松木1992）。こうした社会であったからこそ、小首長から盟主的首長まで、女性が首長として存在しえたものと考えられる。

おそらく、この時期は卑弥呼のように「鬼道をもって衆を惑わす」ことが首長にまず第一に求められたのだと考えられる。ただ、軍事的緊張時には、「男弟」のような軍事を担う男性が補佐として女性首長に必要

とされたのであろう。ただし、このことはヒメ・ヒコ制が古墳時代前期において一般的な政治形態だったことを意味しない。男性首長の場合、武器・武具、呪具的副葬品、農工具のすべてが副葬されるのであり、このことは、共同で統治を行う女性がいなくても、男性首長は基本的に一人でも首長の責務をまっとうしえたことを示している。また、女性首長の場合でも軍事的緊張が強くない場合、「男弟」のような存在はかならずしも必要ないであろう。このことは女性が単独で葬られた首長墳が少なからず存在することから支持されよう。

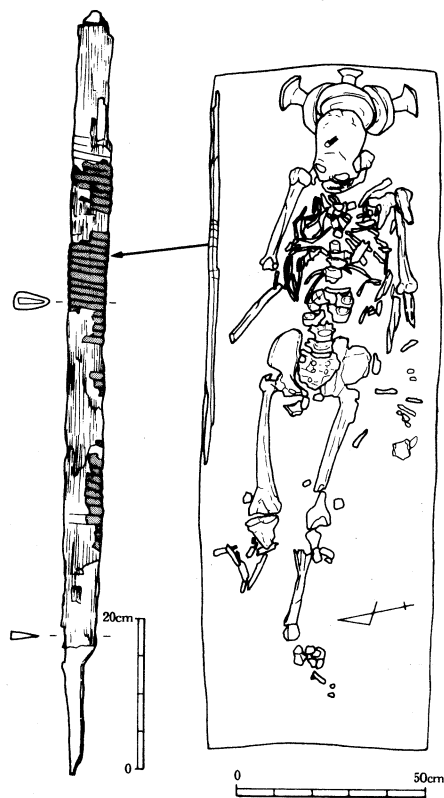


図6 長瀬高浜1号墳と出土した刀

3. 中～後期における女性被葬者と刀剣の副葬

刀剣の副葬配置と量 中期に入ると、女性埋葬施設における刀剣の副葬状況は一変する。まず、刀剣を副葬するものは全て棺内型となる(表2)。刀剣を5本以上副葬する古墳は、岡山県月の輪古墳南主体部・栃木県桑57号墳など地域首長墓の埋葬施設に限られる。無墳丘墓に刀剣が副葬されないことは前期から変化がない。その一方で、直径(一辺)25m以下の小規模墳に刀剣が副葬される例が増加する。

さらに、棺内副葬の刀剣の

表2 女性埋葬施設における刀剣配置(中期～後期)

(主要埋葬施設)

古墳名	墳丘規模 (m)	墳形	配置	本数	棺内出土刀剣の長さ (cm)
(岡山県新庄天神山古墳)	107	方円	外	10	
栃木県桑57号墳	38	帆立?	内	10	122/85/88/73/41
京都府大谷古墳	32	方円	内	1	44
山口県赤妻古墳舟形石棺	30	円	?	?	
福岡県七夕池古墳	29	円	内	1	100
山形県戸塚山137号墳	24	帆立	無	0	
鳥取県長瀬高浜1号墳	24	円	内	1	101
長瀬高浜3号墳第2埋葬施設	20	円	無	0	
兵庫県カチヤ古墳	19	円	内	1	38.5
奈良県丹切6号墳	12	円	無	0	
岡山県長砂10号墳	10	円	無	0	
鳥取県長瀬高浜5号墳	10	円	無	0	
奈良県池の上4号墳	9	方	内	1	63.4
福岡県立山山28号墳	8	円	内	1	?
山口県朝田墳墓群I区2号墳	7	円	無	0	
岡山県三輪山第6号墳	6	円	?	0	
奈良県北平尾古墳	4	円	無	0	
熊本県要古墳群5号石棺			無	0	
福岡県柿原I区C-51			無	0	
福岡県古寺8号墓			無	0	
大阪府土師ノ里遺跡4号棺			無	0	
福岡県クエゾノ遺跡1号墳第2主体			無	0	
奈良県池の上D16号墳			無	0	
香川県鹿隈5号石棺			無	0	
香川県鹿隈7号石棺			無	0	
香川県鹿隈8号石棺			無	0	
奈良県平尾塚穴山古墳			無	0	

(副次的／周辺埋葬施設)

古墳名	墳丘規模 (m)	墳形	配置	本数	棺内出土刀剣の長さ (cm)
京都府久津川車塚古墳外堤2号棺	184	方円	無	0	
大分県築山古墳北棺	90	方円	無	0	
岡山県月の輪古墳南主体	61	円	内	7	34/20/20+/68/19/17
福岡県今岡古墳陶棺	60	方円	無	0	
兵庫県田多地3号墳5号主体	30	方?	無	0	
徳島県恵解山古墳東棺	25	円?	内	3	88/84/100
兵庫県田和古墳第2主体	?	?	無	0	

凡例は表1に同じ。

中には、50cmをこえる大形の刀剣が少なくない（図6・表2）。棺内に大形の刀剣を配置するものが増加するのである。こうした変化は女性に限った現象ではない。中期に入ると刀剣がほとんどすべての古墳で棺内に副葬されるといふ（藤田1989, p.40、松木1992, p.65）から、被葬者の性別をこえて全国レベルで起きた副葬品配置の変化なのである。小規模墳に刀剣が副葬される現象も、男性被葬者に同様の動きがある（図7）。

このように刀剣の副葬配置と刀剣の長さについては、男性と女性で差異が認められなくなったのであるが、差異がまったくなくなったわけではない。小首長レベルの刀剣副葬を見た場合、女性に副葬される刀剣の数は1本に限られることが通例であるが、男性の小首長には複数の刀剣が副葬されることが多い（図7）。さらに、前期末葉以来、量産に適した帯金系の甲冑が出現したが、甲冑の量産化に支えられた畿内政権の政策により、甲冑が副葬される階層が拡大した（田中1975、藤田1989、滝沢1994）。この結果、男性小首長まで甲冑を保有するようになった。甲冑を副葬しない女

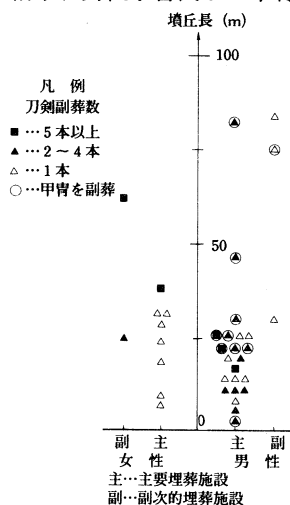


図7 刀剣の埋葬量と階層差
(中期)

性首長は、甲冑の拡散により軍事に対する男性との差がより顕著になったとさえいいうるのである（図7）。

変化の背景と意義 古墳時代中期におきた棺内の刀剣副葬は、前期において存在した女性の武器副葬に対する制限をこえる行為である。こうした変化の背景には、何があったのであろうか。

先述した通り、帯金系甲冑の出現と普及にともない甲冑を副葬する階層が拡大した。新たに甲冑を持つようになった中・小古墳の被葬者は、甲冑とともに刀剣を棺内に配

置していることから、きわめて武人的な性格を持つとされる（藤田1989、松木1992）。甲冑は、畿内において一元的に製作され各地に配布された新しい威信財と考えられている。このことにより小首長の武人化は、畿内政権が主導した軍事的編成によるものと理解されている。刀剣副葬の棺内化が全国で斉一的に起きたと先に述べたが、この現象は帯金系甲冑の出現および普及と期を同じくする（松木1992）。刀剣の棺内副葬への変化が、畿内から配布された甲冑と共に普及したとすれば、こうした斉一性は畿内政権が主導した可能性があろう。つまり、軍事編成を進める中で、葬送儀礼の手順が畿内政権によって新たに改変され、全国に波及したと想定するのである。

軍事的編成は畿内政権の軍事的基盤を確立し強化するものだが、この編成は単に軍事だけにとどまらない。各地域・各集団を軍事的に編成することは本質的に畿内政権による地域支配を浸透させていくことにほかならない。甲冑を副葬するのは男性だけであるから、軍事編成は男性首長を中心に進められたのであろうが、軍事編成が政治的編成をともなうのであれば、軍事色の強くない女性首長も、軍事機構の中に取り込まれていくことは必然である。こうして、甲冑こそ副葬されないものの、畿内政権が主導的に作りだした刀剣の棺内副葬という葬送儀礼の手順を女性首長は受け入れていったのではなかろうか。彼女たちの中には、畿内政権が配布したと考えられる威信財をそれぞれわずかずつつではあるが持つ者がいる。月の輪古墳南主体・鳥取県長瀬高浜1号墳は石釧を持つ。福岡県七夕池古墳は滑石製琴柱形石製品を有する。これらは畿内政権が作りだした威信財であるとの理解がされ、彼女たちと畿内政権との間に直接交渉があった可能性を示すものである。このことは、彼女たちが畿内政権の進める地域支配の中に取り込まれていたことを示すものである。

女性首長資料の偏在性 軍事的編成が進む中では軍事色の強くない女性首

長は不利であったことは想像に難くない。ここで問題となるのが、女性首長墓の資料に「偏り」が存在することである。すなわち無墳丘墓・小首長墓・地域首長墓の主要埋葬施設には女性の存在が認められるのであるが、盟主的首長墓における主要埋葬施設出土の女性資料が中期以降には存在しない（表2）。また、女性を葬った地域首長墓と考えられる京都府大谷古墳・桑57号墳・山口県赤妻古墳はそれぞれ全長30m程度の小形前方後円墳や帆立貝式古墳あるいは円墳であり、地域首長墓の中では下位に位置する。盟主的首長墓や有力地域首長墓の副次的埋葬施設には女性人骨が遺存している例があるが、主要埋葬施設において女性が単独で検出された例は今のところ皆無である⁵⁾。

盟主的な女性首長や有力女性地域首長資料の欠如は、単に未発見なのではなく、中期になってじっさいに数が減少したことを示しているのではなかろうか。そして、これが事実であるのならば、その背景には何があったのであろうか。その一つの原因に、軍事的編成が進行した結果が考えられる。つまり、軍事的編成により盟主的首長・地域首長の首長権が軍事色の強いものに変質し、女性ではその職責に対応できなくなったと考えられるのである。

4. 女性に対する武器副葬の終焉

前期から続いた女性被葬者に対する刀剣の副葬は、少ないながらも中期を通じて存在するが、後期になるとほとんど認められなくなる。女性首長に刀剣が副葬される埋葬施設で、最も新しく確実な例は長瀬高浜1号墳である（図6）。長瀬高浜1号墳からはTK208型式からTK23型式併行の須恵器や土師器が出土している。これより下る可能性があるものとして、桑57号墳と岡山県三輪山第6号墳がある。

桑57号墳は帆立貝式古墳で全長38mを計る。栃木県南部の思川と姿川の

合流地点付近にある地域首長墓で、5世紀後葉の古墳と考えられている。墳頂部からみつかった木棺からは、函が数本と刀2本・剣3本のほか冠・鏡・鉾などが出土している。また、墳丘中の施設、おそらく副葬品を埋納するための専用の施設からも刀・剣・鉾が出土している。残念ながら函が数本しか遺存しておらず、性別の鑑定に確実さを欠く。

三輪山第6号墳は直径15mの円墳で横穴式石室を持つ。この横穴式石室から、2体の女性人骨とともに刀・馬具・鉾・須恵器などが出土している。須恵器はTK10型式に属する。この古墳は正規の調査を経る前に一部乱掘を受けていることに加え、人骨のうち1体は函しか遺存しておらず、これまた、鑑定の要素が少ない。さらに、鉾が女性に副葬されることはきわめて稀であるので、女性以外に男性が葬られていた可能性がある。桑57号墳と三輪山第6号墳例が、女性に武器副葬が行なわれた例であると認められるならば、地域首長は5世紀後葉まで、小首長は6世紀中葉まで女性の武器副葬は続くといえる。しかし、三輪山第6号墳以降、女性首長に武器が副葬される例は管見の限り存在しなくなる。これに対し男性被葬者には依然として武器の副葬が続く。また、同時に女性の地域首長と小首長の資料も知られなくなる⁶⁾。

ここで問題になるのが、前章でも問題にしたが、女性首長資料の不在が女性首長の不在を示すのかどうかという問題である。つまり、女性首長が当時普遍的に存在していたのが、ただ単に見つかっていないのか、それとも実際に女性首長が存在していない、あるいはきわめて数が少なかったかのどちらかという問題である。そこで、首長墓より下位に位置する横穴墓における武器副葬と埋葬の順位のあり方を見て、そこから首長層における武器副葬と女性首長の有無を考えてみることにしよう。

横穴墓の被葬者は首長クラスというよりも、この時期に台頭してきた一般集落の有力家族層との見方が強い。まず、山陰地方の横穴墓の出土人骨

を検討した高橋奈津子によれば、刀は男性のみに伴うという（高橋1988）。また、大分県上ノ原墳墓群の親族構成を検討した田中良之は、横穴墓の被葬者における埋葬順位を調べる中で、初葬者のみに刀が副葬されている事実を指摘した（田中1995, p.85）。上ノ原墳墓群において初葬者は基本的に男性であるので、ここでも刀の副葬は男性に限られた現象なのである。これ以外にも山口県朝田墳墓群でも女性に武器が副葬された例はない。つまり、有力家族層においては女性には刀が副葬されず、男性にのみ副葬が認められるのである。刀の副葬は田中の指摘のとおり、「家長のシンボル」として副葬された可能性が高い（田中1995, p.95）。家長の軍事的役割には女性が関与していなかったことの表われであろう。

出土人骨資料から古墳初葬者の性別の割合を時期別に示した田中良之の研究によれば、古墳時代後半期にはいると初葬者は男性が断然優勢になるとのことである（田中1993、1995, pp.221～225）。男性の初葬化、すなわち家長化の背景には、田中が指摘したように、5世紀後半に起きた親族構成の父系的な変化がもちろん存在しよう。さらに、その親族構成が変化した要因は、内外の軍事的緊張と中国の冊封体制に組み込まれる過程で知り得た父系イデオロギーあるいは家父長制イデオロギーによる畿内政権の諸豪族の再編成であると考えられている（田中1995, pp.241～246）。また、新納泉によれば、畿内主導の軍事編成がこうした有力家族層まで浸透し、支配の枠組みに取り込んだという（新納1983）。田中のいう再編成は新納のいう軍事的編成と無関係ではなく、同一の動きをさすものと考えられる。いずれにしろ、軍事的要因が親族構成の父系化を促し、家長の男性化を促進した一因であることは間違いなく、刀が家長にのみ副葬された事実はこれを支持する現象である。

田中のいう男性の初葬化は横穴墓の資料が中心であるため、女性首長の有無を論議する際に、そのまま氏の結論をあてはめるわけにはいかない。

しかし、階層的に下位に位置する集団の長が男性に偏り、家長の男性化が軍事的緊張に起因することを考えた時、その上位にある小首長・地域首長が軍事的緊張による影響と無関係であるとは考え難い。さらに畿内政権の軍事的編成がこの軍事的緊張と関係し、軍事的編成が有力家族層まで浸透していると認められるならば、有力家族の上位にある小首長・地域首長も軍事的編成の中に組み込まれており、女性首長は存在しなくなっているとみるべきであろう。

5. 結語

これまで、主に刀剣の副葬配置と副葬量の検討から、女性首長と軍事権の関わりとその変遷について考察を進めてきた。これまでの議論を時期別にまとめると以下のようになる。

古墳時代前期 小首長から盟主的首長まで女性の存在が確実に認めることのできる時期である。女性首長の棺内には最小の刀以外の武器は納められることはなく、その葬送儀礼はきわめて軍事色が薄い。この時代は、首長に軍事的な要素が強くは求められていない時代であったため、女性も首長として一定の割合を占めることができたと考えられる。

古墳時代中期 盟主的首長と有力地域首長の女性資料を欠き、現在のところ地域首長と小首長しか女性首長の存在が知られていない。女性埋葬施設における刀剣の棺内副葬が始まり、棺内副葬の刀剣も大形化する。ただし、甲冑の拡散などにより、各階層の男性首長と比較すると、軍事に対する差は一段と広がった。刀剣の棺内副葬化は畿内政権主導による軍事的編成の結果であろうと推測した。こうした軍事的編成により、首長の職責は当然軍事色が強くなる。盟主的首長や有力地域首長の女性資料の不在は、軍事と相容れない性格を有する女性が、軍事色の強くなった首長の座に付くことができず、こうしたハイクラスの女性首長が減少あるいはなくなった

結果を示しているのではないかと想定した。田中は、古墳時代後半期（5世紀後葉以降）を画期として、古墳初葬者の女性の割合が減少すると述べた（田中1993）。田中の指摘は、横穴墓や群集墳などの下位に位置する墳墓に限っては正しいと筆者も考える。しかし、女性首長の減少の理由を首長権の軍事化に求める筆者の考えからすると、畿内主導による軍事的編成は前期末葉からハイクラスの首長をまず対象として始まったと考えられるので、こうしたハイクラスの女性首長は中期を境に段階的に減少したのではないかと考える。

古墳時代後期以降 女性首長に武器が副葬されなくなる。と同時に、女性首長の存在を示す資料そのものが認められなくなる。後期に武器副葬が行われる女性首長墓は2例だけであり、人骨の鑑定に確実さを欠くので、この画期はもう少し遡る可能性がある。一般集落の有力家族層の墓である横穴墓でも武器副葬は男性家長に限られ、女性に武器が副葬されることはない。しかも、横穴墓の初葬者は原則として男性であり、家長権が男性に属することが固定化している（田中1993・1995,pp.221～225）。こうした現象の背景には畿内政権の軍事的編成と親族構成の父系化があると考えられる。下位の家族集団にまで畿内の軍事的編成が貫徹している事実は、その上層の首長層もその編成の中に取り込まれていたであろうことを示している。そうしたことから、首長の職責はより一層軍事化し、そのことが女性をその座から遠ざけていった一つの要因と考えるのである。

このように、女性首長は、古墳時代当初から軍事色は薄く、その軍事的非関与性のため、畿内主導の軍事的編成についていくことができず、段階的に女性首長が減少していったと考える。

国家形成時には、ジェンダー・ハイアラーキーが促進され女性の地位が低下するという（ピジョー1995）。古墳時代は、まさに国家形成期あるいは国家成熟期と評価される時代であり、女性の地位は大きく変化したこと

が予想される。しかしながら、女性史の歴史的課題に応えた研究、特に考古学の方面からの研究は多くはない。本稿はそうした課題の一部を検討したに過ぎないが、この分野の研究を一步でも進めることができたのであれば幸いである。

本稿を執筆するに当たり、佐々木憲一・都出比呂志・菱田淳子・福永伸哉の諸氏からきわめて有益な助言をいただきました。記して感謝します。

注

- 1) 盟主的首長墓の概念は都出1983, p.156・1989(b), p.38による。さらに、この上には、一国を支配する国造クラス、大和・河内・和泉に点在する大王陵クラスの墓が存在する。
- 2) 前稿で集成した腕部配置型式の埋葬施設は全部で15基であった。前稿の脱稿後、広島県中小田古墳の埋葬施設が腕部配置型式に属する可能性が高いことが判明した。よって、腕部配置型式の埋葬施設は現在計16基である。このうち鑑定が可能な人骨が遺存していたものは5例、残る11基は人骨が遺存していなかったか、あるいは鑑定が行われなかったものである。
- 3) 鈴木分類の棺内型・棺外型・棺内外型の内容は以下の通りである。
棺内型…すべての刀剣を棺内に配置するタイプ。
棺外型…すべての刀剣を棺外に配置するタイプ。
棺内外型…副葬する刀剣を分散して棺内と棺外の両方におくタイプ。
- 4) 同一墳丘上に埋葬されない男性の存在を考える必要がある。陪塚や周辺の古墳にこうした女性首長を補佐した男性が埋葬された可能性もあろう。今後の課題としたい。ただ、そのような場合でも、軍事を担った人物が、女性首長の近くに葬られず別に葬られたことは、軍事が首長にとって重要でなかったことを意味するものと考えられる。古墳が首長権継承儀礼の場であると考えられているが、そうした場で軍事を担う人物が葬られていないことは、首長権の中でも軍事は重要と考えられていなかった証拠であろう。
- 5) ただし、この時期においても、畿内の王陵級の古墳の中には、磐之媛陵や手白香皇女など「皇后」クラスの墓の伝承をもつ古墳がある。こうした「皇女」・「皇后」クラスの女性が巨大前方後円墳主要埋葬施設に葬られている可能性は存在する。しかし、彼女たちは、大王の近親という特別な地位からそのような古墳に埋葬されていると考えるべきであって、彼女たちが大王権

に関与していたかどうかは別問題である。大王近親者と地域首長は区別して考える必要がある。

- 6) 京都府北平尾古墳や奈良県丹切6号墳など墳丘を有する古墳で女性が単独で葬られた例がある。両者はともに墳丘規模が小さく、特に後者は群集墳中の1基であり、首長墳ではありえない。また、日向地方の地下式横穴墓では、女性や未成年者に武器が副葬される例があり、このことから、女性が「実戦戦闘要員」として存在し、その後、未成年者も武装化していくとの見解を北郷泰道が示している（北郷1994）。北郷が指摘した資料の中には、確かに女性被葬者の付近に武器が副葬された事例は存在する。しかし、複数の被葬者が葬られた地下式横穴においては副葬品の帰属は慎重に検討する必要がある。さらに、提示された資料は5世紀後葉から6世紀前葉のものであり、本稿の論旨とも矛盾しない。後期中葉以降も女性の武器副葬が続くかどうかの問題となる。今後の課題としたい。

参考文献

- 今井 堯 1982「古墳時代前期における女性の地位」『歴史評論』No.383。
 泉森 皎 1985「刀剣の出土状態の検討—刀剣の呪術的性格の理解のために—」『末永先生米寿記念 獻呈論文集』乾。
 宇垣匡雅 1997「前期古墳における刀剣副葬の地域性」『考古学研究』第44巻第1号。
 川西宏幸・辻村純代 1991「古墳時代の巫女」『博古研究』第2号。
 ジョウン＝R＝ビジョー 1995「「ヒメヒコ」と「ヒメ王」」脇田晴子・S＝B＝ハンレー編『ジェンダーの日本史』下。
 末永雅雄 1954「古墳の文化的意義」『和泉黄金塚古墳』。
 鈴木一有 1996「前期古墳の武器祭祀」福永伸哉・杉井 健編『雪野山古墳の研究』八日市市教育委員会。
 清家 章 1996「副葬品と被葬者の性別」福永伸哉・杉井 健編『雪野山古墳の研究』八日市市教育委員会。
 関口裕子 1987「卑弥呼から女帝へ」脇田晴子ほか編『日本女性史』吉川弘文館。
 1997「日本古代の戦争と女性」前近代女性史研究会編『家・社会・女性』吉川弘文館。
 高橋奈津子 1988「出土人骨からみた山陰における横穴墓被葬者について」『島根考古学会誌』第5集 島根考古学会。
 田中新史 1975「五世紀における短甲出土古墳の一樣相—房総出土の短甲とそ

の古墳を中心として」『史館』5。

- 田中良之 1993「古墳被葬者とその変化」『九州文化史研究所紀要』第38号。
1995『古墳時代親族構造の研究』柏書房。
- 滝沢 誠 1994「甲冑出土墳からみた古墳時代前・中期の軍事編成」『日本と世界の考古学』—現代考古学の展開— 雄山閣。
- 都出比呂志 1982「原始土器と女性—弥生時代の性別分業と婚姻居住規定」女性史総合研究会編『日本女性史』1 東京大学出版会。
1983「第三章 古墳時代」『向日市史』。
1986「墳墓」『岩波講座日本考古学』第4巻集落と祭祀 岩波書店。
1989(a)『日本農耕社会の成立過程』岩波書店。
1989(b)「古墳の誕生と終焉」『古墳時代の王と民衆』古代史復元6 講談社。
- 新納 泉 1983「裝飾付大刀と古墳時代後期の兵制」『考古学研究』第30巻第3号。
- 菱田哲郎 1993「副葬品からみた古墳時代前期と中期」『紫金山古墳と石山古墳』京都大学文学部博物館。
- 藤田和尊 1989「武器・武具」『季刊考古学』第28号。
北郷泰道 1994「武装した女性たち」『考古学研究』第40巻第4号。
松尾昌彦 1992「銅鐻の副葬をめぐる一試行」『古代文化』vol.44。
松木武彦 1992「古墳時代前半期における武器・武具の革新とその評価」『考古学研究』第39巻第1号。
1996「前期古墳副葬品群の成立過程と構成」福永伸哉・杉井健編『雪野山古墳の研究』八日市市教育委員会。
1998「「戦い」から「戦争」へ」都出比呂志編『古代国家はこうして生まれた』角川書店。
- 用田政晴 1980「前期古墳の副葬品配置」『考古学研究』第27巻第3号。
- 和田晴吾 1987「古墳時代の時期区分をめぐる」『考古学研究』第34巻第2号。
- 図3と図7の基礎資料は清家1996の人骨出土古墳一覧表に基づく。女性資料は腕輪配置により被葬者が女性と判断した埋葬施設も含む。挿図はすべて各報告書から筆者が再トレースしたものである。一部改変したものもある。
- なお、本稿で使用した資料の出典は紙数の都合で割愛せざるをえなかった。ご寛恕を乞う次第である。
- 小論を故・石川 昇氏の霊前に捧げる。

(文学部助手)